

気候変動対策事業費補助金交付要綱

制 定 令和7年3月31日 6畜産第259515-1号

(趣旨)

第1条 気候変動対策事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、香川県補助金等交付規則(平成15年香川県規則第28号)に定めるもののほか、気候変動対策事業実施要領(以下「要領」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(補助金の交付)

第2条 県は、気候変動対策事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象は、要領第6とする。

2 補助率は2分の1以内とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業実施者は、補助金交付申請書(第1号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第5条 知事は、前条の交付申請があったときは、その申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付を決定し、事業実施者に通知するものとする。

2 知事は、補助金の交付を決定する場合において、その目的を達成するために必要があるときは、別に交付の条件を付することができる。

(補助事業の変更等)

第6条 事業実施者は、第4条の規定により提出した書類の記載事項について、次の事項の変更をしようとするときは、補助金変更交付申請書(第2号様式)を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 事業費の3割以上の増減

(2) 事業の中止

(実績報告)

第7条 事業実施者は、当該事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(電子情報処理組織を使用して行う手続の特例)

第8条 第4条、第6条及び第7条の規定による申請又は報告については、電子情報処理組織(知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請又は報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われる申請又は報告については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成16年香川県規則第73号)の規定の例による。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条の規定により提出された実績報告書の審査及び必要な調査を行ったのち、交付すべき補助金の額を確定し、これを事業実施者に通知する。

(補助金の請求)

第10条 事業実施者は、補助金の額の確定後すみやかに補助金の請求書を知事に提出しなければならない。

ない。

(補助金の取消等)

第 11 条 知事は、事業実施者が次に掲げる事項に該当した場合は、補助金の交付決定を取り消し又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることがある。

- (1) この要綱に違反したとき又はこの補助事業に関し不正の行為を行ったとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) この補助事業の実施方法が著しく不相当と認められるとき。
- (4) 別記に該当する場合を除き、事業対象機器等を効率的に活用していないと認められるとき。

(関係書類の保管)

第 12 条 補助事業にかかる帳簿及び関係書類は、補助事業として完了した年度の翌年度から起算して、5 年間保管しなければならない。

(財産の管理)

第 13 条 香川県補助金等交付規則第 22 条第 2 項第 4 号の知事が別に定める財産は、取得価格又は効果の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。

- 2 規則第 22 条第 2 項ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する耐用年数に相当する期間（同令に規定のない財産については、知事が別に定める期間）とする。
- 3 補助事業者が知事の承認を受けてその事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、知事は、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(その他)

第 14 条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別記

- 1 家畜伝染病等の発生に伴う防疫措置により、事業対象機器等を廃棄する必要があるとき。
- 2 事業実施者が死亡又は健康上の理由等で廃業するとき。ただし、事業実施者又は相続人が事業対象機器等を事業承継者に無償で譲渡するとともに、事業承継者が補助条件を継承するときに限る。
- 3 その他、知事がやむを得ない事由と認めるとき。

第1号様式

年度気候変動対策事業費補助金交付申請書

年 月 日

香川県知事 殿

所在地 〒
事業実施者

下記のとおり、年度気候変動対策事業を実施したいので、同事業費補助金交付要綱第4条により、事業費補助金を交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

内容	事業費※ ①+②	負担区分	
		①県補助金	②その他
気候変動対策事業	円	円	円

※ 事業費は消費税及び地方消費税を除いた額を記載する。

3 収支予算

(1) 収入の部

(単位 円)

区 分	今年度予算額	前年度予算額	比 較	
			増	減
県補助金				
その他				
計				

(2) 支出の部

(単位 円)

区 分	今年度予算額	前年度予算額	比 較	
			増	減
気候変動対策事業				

4 事業完了予定日

年 月 日

5 添付資料

その他知事が必要と認める資料

香川県知事 殿

所在地 〒
事業実施者

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった、年度気候変動対策事業について、同事業費補助金交付要綱第6条により、事業費補助金を変更交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

1 変更内容

2 事業の内容

(単位 円)

内容	事業費※ ①+②	負担区分	
		①県補助金	②その他
気候変動対策事業	()	()	()

() 内に当初額、下段に変更額を記入。

※ 事業費は消費税及び地方消費税を除いた額を記載する。

3 収支予算

(1) 収入の部

(単位 円)

区 分	今年度予算額	前年度予算額	比 較	
			増	減
県補助金	()			
その他	()			
計	()			

() 内に当初額、下段に変更額を記入

(2) 支出の部

(単位 円)

区 分	今年度予算額	前年度予算額	比 較	
			増	減
気候変動対策事業	()			

() 内に当初額、下段に変更額を記入

4 事業完了予定日

年 月 日

5 添付資料

その他知事が必要と認める資料

年 月 日

香川県知事 殿

所在地 〒
事業実施者

下記のとおり、年度気候変動対策事業を完了したので、同事業費補助金交付要綱第7条により事業の実績を報告します。

記

1 事業の実績

内容	事業費※ ①+②	負担区分	
		①県補助金	②その他
気候変動対策事業	円	円	円

※ 事業費は消費税及び地方消費税を除いた額を記載する。

2 収支精算

(1) 収入の部

(単位 円)

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較	
			増	減
県補助金				
その他				
計				

(2) 支出の部

(単位 円)

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較	
			増	減
気候変動対策事業				

3 事業完了日

年 月 日

4 添付資料

- 事業に要した経費を証する書類の写し
- 完成写真
- その他知事が必要と認める書類